

<研究ノート>

株式会社とジョイント・ストック・カンパニー

鈴木 芳 徳

目 次

- (1) 問題の所在
- (2) コーポレーションとカンパニー
- (3) 問題の設定
- (4) 米国のジョイント・ストック・カンパニー
- (5) 英国のジョイント・ストック・カンパニー
- (6) むすび

(1) 問題の所在

日本語の「株式会社」の英訳を安易に「ジョイント・ストック・カンパニー」とすることは出来ない。同じく、英語の「ジョイント・ストック・カンパニー」の邦訳を直ちに「株式会社」とすることにも疑義がある。これを確認しようというのが、この小論の目的である。

もちろん、そうは言っても、英米において、日常会話や平易な入門書・概説書の類で、そうした緩やかな使用法がなされる場合がある。(こうした日常的な語用については小論の最後の部分で若干触れる。) 日常会話や入門書の場合に、純法律的な概念の詮索を始めたりすると、話に無用の混乱を引き起こすこともありえよう。しかし、学問的な性格をもつ書物であれば、この緩やかな用語法は避けるのがよく、またそうした用語法によらざるを得ない場合にも、細心の注意と厳格な留保がなされた上のことでなければならぬ。英和辞典、和英辞典、経済英和辞典の類の項目執筆に際しては、特にその利用者層と利用のされ方を念頭に置いて慎重を期するのが当然であろう。その訳語が実務処理の上で予想外の混乱を結果しないとも限らないからである。

にも拘わらず、本来なら緻密さを求められる著作物の中に、何等の留保もなしに、「株式会社」と「ジョイント・ストック・カンパニー」とを安易に同一視したものが後を絶たない。そういう現状を考慮すると、どういう種類の問題がそこにあるのかを内容的に明らかにしておくことには一定の意義があるであろう。とはいえ、こうしたことはこの方面に明るい人々には周知の事柄の筈であって、いまさらの感無きにしも非ずであろうが、ご了解賜りたい。

まず、一つの辞書の記述を引いておこう。Christine Rossini の *English as a Legal Language*. (Kluwer Law International, 1998) は、Joint Stock Company の項目で次のように述べている。

This is the predecessor of today's company but in modern usage, the US and UK definitions differ. The earliest joint-stock enterprises were trading companies around 1600. After 1720 England established two forms, the **chartered company** created by corporate charter, and the statutory corporation created by statute. This is the reason some English persons today refer to a **company** as a chartered company. The Registrar of Companies was set up in 1825, and in 1862 all public and private companies were provided with limited liability. "Joint-stock company" is the former UK term for **company**. Unfortunately this may be confused with the US meaning of a joint-stock company, not a corporation of limited liability at all, but an unincorporated association (also called a **joint-stock association**) created by agreement of its members and carrying on business for profit. For this reason, "joint-stock" should be avoided altogether when describing a company. Furthermore, words such as limited or registered are not particularly helpful. In general, the best word for a company is **company**. (p. 121)

ここに、問題のあらましが既に示されており、joint-stock company という用語が、幾つもの違った使い方がされるために混乱を招きがちなものであることが理解されよう。

また、実のことを言えば、小稿の前提として、そもそも「株式会社」とは何か、何をもって本来の「株式会社」の指標とするのか、が明らかにされなければならない。わが国におけるいわゆる「法人成り」の株式会社のようなケースもあることを考えに入れると、またかつてのイギリスにおける特許会社のようなケースを考えに入れると、「理念型」としての「株式会社」を設定しておかなければ議論にならない。ここでの「理念型」は、法制上の形式的な概念を超えて、むしろ社会経済的な意味での、株式会社についての本質概念であるべきであろう。

いま、「理念型」としての株式会社の要件を、以下の検討に必要な限りで列挙してみると、次のようになろう。

- 1) 法人格をもつこと。
- 2) 株主の責任が有限責任であること。
- 3) 資本を広く集め、また株式が広く流通していること。

この場合、表面的な法制上の概念との差異が大きく出てくるのは、3)に関わる問題であって、例えば「日本の株式会社のほとんどを占める中小の株式会社は、株主が固定的となり株主構成に変動のないところから、いわゆる『閉鎖会社』と呼ばれる。この閉鎖制は、元来、『理念型』としての株式会社の姿とは相容れないものである。当初の立法者が考えた『理念型』としての株式会社の組織とは、大資本を集めて大規模な企業を営むという会社形態であり、この大資本を集めるために多人数の出資者たる株主を結集させる方策を種々講じている。」(宮島司『会社法

概説』第二版，弘文堂，平成12年，34頁）株主の有限責任制も，また株主の交代を認める制度も，そのためのものであった。法制上の形式だけを見ると，1）法人格をもち，2）株主が有限責任であること，の二つを満足すれば，「株式会社」と認定される場合がありうる。しかし，社会経済的な本質概念としてこれを見たときには，それだけで「株式会社」と認定することは難しい。

小稿は，株式会社論そのものを理論的に展開することを目的としたものではないので，その他の点は措くことにし，またこれ以上立ち入ることは避けて，ともかく上記の3点をここでの最小限度の要件として確認するに止め，早速内容に入ることにしよう。

さらに付記しておくとするれば，小稿のような問題はドイツ語の場合には問題として存在しえない。ドイツ語では，今も昔も「株式会社」は Aktiengesellschaft であって，株式会社の社名の後には，AG. を付けるのが通常である。その他の有力な会社形態としては，一般に「有限会社」と訳される Gesellschaft mit beschränkter Haftung があり，これは社名の後に GmbH. を付けるのが通常である。これは法人格を有し，ドイツで最も利用されている会社形態であって，大会社にもこの「有限会社」の形態をとるものが少なくない。いずれにせよ，ドイツ語の邦訳に関しては，小論に述べるような性格の問題は軽微である。

まず，わが国における従来の辞典類の記述を列举してみよう。自ずと問題の性格が浮かびあがってくる。

法律学関係の辞典における「株式会社」の項の英文表記を列举してみよう。（年代順）

- ① 明治42年発行，大日本百科辞書編纂部編集『法律大辞書』第一冊（同文館）

英 Joint stock company

- ② 昭和9年発行，編集責任者：末広巖太郎，田中耕太郎『法律学辞典』（岩波書店）

（英）company

（米）corporation (having a capital stock), private corporation

- ③ 昭和26年発行，編集者：末川博『法学辞典』（日本評論社）

company (limited by shares), corporation (having a capital stock)

- ④ 昭和27年発行，編集代表：我妻栄『新法律学辞典』（有斐閣）

（英）company (limited by shares)

（米）(stock) corporation

- ⑤ 昭和35年発行, 編集者代表: 末川博『民事法学辞典』(有斐閣)
company limited by shares, stock corporation, business corporation
- ⑥ 昭和45年発行, 編集代表: 田中誠二『株式会社法辞典』(同文館)
(英) company limited by shares
(米) stock corporation

以上で知られることは, 近年の辞典においては次第に整除の過程が進み, かつ(英)と(米)との区別が明らかにされてきている。また辞典によってその表現が微妙に異なり苦心の程が知られるのであって, そこには, 辞典項目という限られた紙幅でできるだけ正確に英語の表現を伝えようという執筆者の苦心の跡が見られる。法律学関係の辞典の「株式会社」の項目説明からジョイント・ストック・カンパニーという表現が消えてきたことはここで特に確認されるべきである。

次に, 英和辞典, 和英辞典の類についてみよう。

- ⑦ 1888年(明治21年)発行, イーストレーキ・棚橋一郎共訳『ウエブスター氏新刊大辞書, 和訳字彙』(三省堂)
Joint-stock company 合本会社
- ⑧ 1889年(明治22年)発行, 尺振八訳『明治・英和字典』(六合館)
Joint-stock company 共同資本商社, 合本会社
- ⑨ 1922年(大正11年)発行, 齊藤秀三郎『齊藤英和辞典』(日英社)
joint-stock company 株式会社
- ⑩ 1923年(大正12年)発行, 武信由太郎編『和英大辞典』(研究社)
株式会社 A joint-stock company
- ⑪ 1928年(昭和3年)発行, 齊藤秀三郎『齊藤和英大辞典』
株式会社 A joint-stock company; a share company
- ⑫ 1931年(昭和6年)発行, 武信由太郎編『新和英大辞典』(研究社)
株式会社 joint-stock company

- 13 1946年（昭和21年）発行，斎藤静編『双解英和字典』（富山房）
joint-stock company 株式会社
- 14 1951年（昭和26年）発行，武信由太郎編『新和英大辞典』（研究社）
株式会社 joint-stock company
- 15 1964年（昭和39年）発行，福原麟太郎編集主幹『新スクール英和辞典』（研究社）
a joint-stock company 株式会社
- 16 1970年（昭和45年）発行，編者：中島文雄『岩波英和大辞典』（岩波書店）
joint-stock company （法）株式会社
- 17 1973年（昭和48年）発行，『小学館ランダムハウス英和大辞典』（小学館）
joint stock company
（米）共同出資会社。法人格のない株式会社〔株式社団〕：譲渡可能な株式持ち分で構成されるパートナーシップ組織の企業体；株主が企業の負債を無限に負うという点で株式会社（corporation）とは異なる。
（英）株式会社：譲渡可能な株式持ち分を発行し，その株主が企業の負債を有限または無限に負う企業体。通常は米国の株式会社（corporation）と同義。

このランダムハウスの原本である「RANDOM HOUSE UNABRIDGED DICTIONARY」(second edition, 1993) の記載をそのまま英文で記しておけば次の通りである。

joint-stock company 1, an association of individuals in a business enterprise with transferable shares of stock, much like a corporation except that shareholders are liable for the debts of the business. 2, Brit. an incorporated business with transferable shares and with shareholders having either limited or unlimited liability for debts of the business.

[下線は引用者]

（ここで注目すべきは，下線部にあるように，アメリカの joint-stock company（すなわち無限責任）をまず第一に述べ，次に第二としてイギリスの場合を述べているという点である。）

- 18 1974年（昭和49年）発行，『研究社 新和英大辞典』（研究社）（第4版）
株式会社 a (joint-) stock company；（米）a (joint-stock) corporation

- 19 1977年(昭和52年)発行、『新英和中辞典』(研究社)(第4版)

joint-stock company 株式会社

- 20 1981年(昭和56年)発行、『小学館・英和中辞典』(小学館)

joint-stock company (米) 合資会社

(英) 株式会社 ((米) corporation)

- 21 1983年(昭和58年)発行、『新和英中辞典』(研究社)(第3版)

株式会社 a joint-stock company ; (米) a stock company [corporation]

- 22 1985年(昭和60年)発行、『新英和中辞典』(研究社)(第5版)

joint-stock company (英) 株式会社 ((米) stock company)

なお, stock company の項の記述は次の通り

(米) 株式会社 ((英) joint-stock company)

- 23 1986年(昭和61年)発行、『小学館プログレッシブ和英辞典』(小学館)

株式会社 (米) a joint-stock corporation

(英) a joint-stock company

- 24 1987年(昭和62年)発行、『小学館プログレッシブ英和辞典』(小学館)(第2版)

joint-stock company (米) 合資会社

(英) 株式会社 ((米) corporation)

- 25 1995年(平成7年)発行、『カレッジ ライトハウス英和辞典』(研究社)

joint-stock company (英) 株式会社, ((米) stock company)

なお, stock company の項の記述は, 次の通り。

(米) 株式会社 (incorporated company)

- 26 1995年(平成7年)発行、『カレッジ ライトハウス和英辞典』(研究社)

株式会社 corporation, (米) incorporated company, (英) limited

company, public limited company [語法] (米) の表現は法人組織であることを表す。

(英) の一番目の表現は株主の債務責任が投資額を越えないという有限責任の法人組

織であることを表し、二番目の表現は株式が公開市場で取引される会社であることを表す。

27 1999年(平成11年)発行、『リーダーズ英和辞典』(研究社)(第2版)
joint-stock company (米) 株式社団, (英) 株式会社

28 2001年(平成13年)発行、『ルミナス英和辞典』(研究社)
joint-stock company (米) 株式社団。(英) = stock company

なお、stock companyの項の記述は、次の通り。

(米) 株式会社 (incorporated company, ((英)) joint-stock company)。

29 2001年(平成13年)発行、『ルミナス和英辞典』(研究社)
株式会社 corporation, (米) incorporated company, (英) limited company, public limited company [語法] (米)の表現は法人組織であることを表す。(英)の一番目の表現は株主の債務責任が投資額を越えないという有限責任の法人組織であることを表し、二番目の表現は株式が公開市場で取引される会社であることを表す。

30 2002年(平成14年)発行、『研究社 新英和大辞典』(研究社)(第6版)
joint-stock company 1. (米) 株式社団《株式会社(corporation)に似ているが、株主は無限責任を負う》
2. (英) 株式会社(《米》stock company)

以上のような辞典類の所述の列挙から、株式会社とジョイント・ストック・カンパニーとを直ちに equivalent とするものがあること、表現がかなりの範囲で揺れていること、が知られよう。慎重な留保が必要であることを尚指摘せざるをえない状況がそこにはあるが、次第に緻密な叙述になってきていることは間違いない。改めて問題を整理してみよう。

(2) コーポレーションとカンパニー

問題の内容に入る前に、無用の混乱を避けるために、corporation と company について整理しておく必要がある。ここでは、おおむね『英米法辞典』(田中英夫編, 東京大学出版会, 1991年)の記述に従って整理する。

corporation の訳語は、「法人」と「会社」である。

第一に、「法人」というのは、要するに「法により、構成員から独立した法人格を認められた人為的な法主体 (artificial person)。」である。

corporation (法人) は、public corporation と private corporation とに分類される。public corporation (公法人) は、政治や行政に関わるものであり、private corporation (私法人) は民間のものである。ここでの public という語の用法は、public sector (公的部門、政府部門) というときの public であり、また private は、private sector (民間部門) というときの private である。この private corporation は、宗教的目的を有する宗教法人 (ecclesiastical corporation) と宗教的目的を有しない世俗法人 (lay corporation) とに分けられる。この世俗法人には、慈善・学校経営等を目的とする公益法人 (eleemosynary corporation) と営利事業を目的とする営利法人 (civil corporation, business corporation) とに分けられる。株式会社はこの business corporation である。また、株式を発行するものが stock corporation (株式会社) であり、株式を発行しないものは non-stock corporation である。non-stock corporation は、大学とか教会のような場合である。この stock corporation が、open corporation (株式が公開されている「公開会社」、publicly held corporation) と close corporation (closed corporation, closely held corporation) (株式が非公開の「非公開会社」「閉鎖会社」とに分かれる。イギリスの場合には、表現が異なり、public company (公開会社)、private company (私会社) の区別がある。同じ public という語であるが、先の public corporation の public とは意味が異なる。したがって、イギリスでは、public limited company (公開株式会社)、略称 plc. ないし PLC. という用語が用いられ、当該会社においては会社名の末尾にこれを付することが義務づけられている。(Companies Act 1985, ss 25 (1) and 27)

第二に、corporation は、「会社」の意味で用いられる。アメリカでは、business corporation のことを単に corporation ということが少なくない。イギリスでは同様の意義において company という語を用いる。アメリカでは、general partnership (合名会社) および limited partnership (合資会社) は法人格を持たないので、corporation には含まれない。

company の訳語は「会社」である。広狭の両義がある。広義には partnership を含む営利を目的とする団体。狭義には、主にイギリスにおいて複数の社員がいて法人格を有する会社の総称である。

以上を踏まえて、小稿本来の問題を設定し直しておこう。

(3) 問題の設定

ごく大まかに問題をいえば、「株式会社とジョイント・ストック・カンパニーとは equivalent か否か」というに尽きるのであるが、これを少し内容的にいうと、次のようないくつかの論点に分けることができる。

- 1) 株式会社という言葉が、英語で表記するときには何と言うのが正しいか。
- 2) ジョイント・ストック・カンパニーが株式会社でないとすると、それはどこが異なり、また日本語ではどう表現すべきものか。
- 3) 米国のジョイント・ストック・カンパニーと英国のそれとは、どこが違うか。

この種の問題は、既に様々の形で問題提起されていて、その方面の研究者や実務家にとっては周知の事柄に属する。

例えば、大正2年刊行の花岡敏夫『英国新会社法論』は、「英国会社法ニ付キ注意スヘキ用語」として「Joint Stock Companyノ意義」を取り上げ、「我国ニ於テ之ヲ単純ニ株式会社若クハ合資会社ト訳語スルハ英国会社法ノ觀念ヲ不明ナラシムル嫌イアリス。」(49頁)として、説明を加えている。但し、言うまでもないが、本書の表題が示す通り、本書は英国の場合についてのみの指摘である。

下つては、永田数夫「株式会社の特長」(『駒沢大学経営学部紀要』第二号、昭和47年3月)が次のように指摘している。「株式会社の外国名称を joint stock company とするは誤りである。これを筆者は『連帯株式会社』と訳するが、株式会社とは異なる企業たることに注意すべきである。」(81頁)として説明を加えている。また同氏は「英国の現行会社法下に於ける Joint Stock Company」(『駒大経営研究』第五卷第二号、1973年)において、「米国の joint stock company (連帯株式会社) と英国の joint stock company (近世的株式会社) とは区別して取り扱われるべきというのが、筆者の見解」(13頁)とされている。もっとも、ここで提案されているそれぞれの訳語そのものはその後定着したとは言い難い。

問題を米国の場合と英国の場合とに別けて考えてみよう。

(4) 米国のジョイント・ストック・カンパニー

「American Jurisprudence」所載の Joint Stock Company と題する Schiffress, I.J. の執筆になる論文は、次のように述べている。すなわち、

Generally, joint-stock companies are not corporations, and they are not made such by bestowal upon them by statute of many of the powers normally enjoyed by corporations.

ここに明らかなように、米国におけるジョイント・ストック・カンパニーは法人格がなく、corporation ではない。ましてや、stock corporation ではありえない。つまり、<株式会社ではない>のである。法人格を持たないものを株式会社とするわけにはいかない。

すなわち、米国におけるジョイント・ストック・カンパニーは、株式会社とは異なる法律上の形態である。

米国のジョイント・ストック・カンパニーについて、まず簡略に要点を述べると「法人格も有限責任も認められない『株式会社団』を意味し、株式会社 (corporation) とは区別される。」(日経文庫『ビジネス法律英語辞典』阿部佳基・長谷川俊明編著, 1991年, 82頁) 或いは、「営利を目的とする個人の集合体で、アメリカでは法人格、有限責任を認められず、株式会社団と訳される。構成員の各々が資本金を拠出し、譲渡可能な株式を有する、パートナーシップの一形態である。ただし、構成員が変わりうること、株式が譲渡可能なこと、構成員は会社を代表できないこと、がパートナーシップとの主要な相違点である。」(長谷川俊明『法律英語の辞典』(改訂版), 2001年, 東京布井出版, 117頁)

これをやや厳密に専門の辞典について見ておこう。『英米法辞典』(田中英夫編, 東京大学出版会, 1991年)の所述は次の通りである。「アメリカでは、現在でも法人格がなく、しかも持分が持分証書に分割されて流通する営利企業をいい、会社 (corporation) および partnership とは区別される。joint stock association とよばれることもある。元来コモン・ロー上認められた特殊な企業形態であるが、現在は制定法による規制を有する州も多い。事業体の損益は株主間で持分に応じて分配され、株主は無限責任を負担する。」(477頁)

また、国分一彦『アメリカのパートナーシップの法律』(商事法務研究会, 平成3年)は、次のように記している。「ジョイント・ストック・カンパニーは、法的には、法人格なき社団 (unincorporated association) である。しかし、その用語や、次のような諸性質から、株式会社と間違えられやすい。

- 1, 各人の出資を資本株 (capital stock) と呼んでいる。
- 2, 資本株は単位に分けられ、それが移転性を有する。
- 3, 定款に似た団体協約 (articles of association) により事業目的等の基本を定める。
- 4, 同上協約により、マネージャーや取締役が定められる。」(111頁)

「ジョイント・ストック・カンパニーは、法的にはそれ自体に一個の法人格 (entity) が与えられるには至らない個人の集まりである。そのためパートナーシップや private company とも呼ばれる。したがって、たとえば前出の common name statute などのような各州の制定法によって認められない限り、その名において (assumed name) 訴訟することはできない。また、パートナーシップとは異なり、その名において不動産権を取得する (title hold) こともできない。しかし、実務的には partnership と corporation の中間的な存在というのが妥当であろう。その意味は、現在は各州法により、corporation に似た性格、能力を付与されていることがある。しかし、基本的に法律上は『個々のメンバーが対外的債務を負担する』ということである。」(112頁) そして、「ジョイント・ストック・カンパニーに法人格が与えられず、……各メンバーの権利義務が対外的に残るということであれば、その利用が下降傾向をたどったことも当然であろう。」(115頁) としている。

これをフレッチャー (Fletcher, W.M.) の「サイクロペディア」(Fletcher Cyclopedic of the Law

of Private Corporation., 1999 Revised Volume, Volume 1) について確認する。記述を抜き書きしてみよう。

A joint stock company is a type of business organization which stands midway between the partnership on the one hand and the corporation on the other hand. (p. 450)

Joint stock companies have sometimes been spoken of as quasi corporation. (p. 451)

Joint stock companies are taxable as corporations under federal and state tax laws. (p. 452)

With respect to the death of a partner or the transfer of his or her interest, the joint stock company resembles the corporation rather than the partnership, since the demise or withdrawal of an associate in a joint stock company does not dissolve it. (p. 423)

Joint stock companies conduct their business through their boards of trustees or directors; their members as such, have no power to bind them. The circumstance of resemblance does not make a joint stock association a corporation. (p. 454)

Each and every member of a joint stock company is liable upon the contracts entered into by it. (p. 454)

Except as modified by statute, a joint stock company cannot acquire and convey property by its common name. Title must be taken and conveyed by the members as individuals. Property may also be taken and conveyed by an officer in trust for the members. (p. 454)

これらの記述からして、joint-stock company は、quasi-corporation ではあっても、決して corporation でないことが明らかである。しかしまた、joint-stock company をパートナーシップから区別することも、また株式会社から区別することも、決して容易なことではない。この点について、永田数夫の論文を手掛かりに整理してみよう。(永田数夫「Joint Stock Company——米国の「連帯株式会社」と英国の「近世的株式会社」——」『駒大経営研究』第4巻第1号、「米国の Joint Stock Company」, 『駒大経営研究』第5巻第1号)。

(1) まず、ジョイント・ストック・カンパニーはどのような点でパートナーシップと似ているか、その類似点を列挙する。

- 1) 株主が連帯無限責任を負うこと。
- 2) 設立のさいに認可を要せず、合意により慣習法の下で組織されること。
- 3) パートナーシップの一般法則が構成員間の関係を支配すること。
- 4) 政府統制から自由で、州監督なしに、閉鎖・解散できること。
- 5) 州から州への移動性を持ち、合名会社 (general partnership) の資格を享受できること。

(2) 次に、ジョイント・ストック・カンパニーはパートナーシップとどこが違うか、その相

違点を列挙する。

- 1) 譲渡可能な株式をもつこと。
- 2) 経営管理は取締役会ないし受託者会 (board of directors or trustees) に委任されること。
- 3) 存続期間が構成員の死亡などによって影響されないこと。
- 4) 巨額資本の調達が可能であること。
- 5) 構成員は一つの社団として認識されること。成文法の下では、訴訟・被訴訟は会社の名の下になされる。成文法条項がない場合には、訴訟・被訴訟は構成員の名が用いられなければならない。
- 6) 連邦所得税法の下では、恰も株式会社であるかのごとくに、課税される。

(3) さらに、ジョイント・ストック・カンパニーの株式会社との類似点を列挙する。

- 1) 譲渡可能な株式が存在すること。
- 2) 会社に永続性があり、構成員の寿命に影響されないこと。
- 3) 経営管理が取締役に集中されること。
- 4) 事実上の株式会社として課税されること。
- 5) 出資者構成員は全般的代理人ではないこと。
- 6) 成文法の下でのジョイント・ストック・カンパニーは、設立手続きなどについて同様のことが求められるとともに、訴訟・被訴訟が会社名で可能であること。

(4) 今度は、ジョイント・ストック・カンパニーの株式会社との相違点を列挙する。

- 1) 株主が無限連帯責任であること。
- 2) 法的社団性を有せず、法的主体 (legal entity) たりえないこと。州法で特別に定めのない限り、訴訟・被訴訟の主体たりえず、不動産の保有ができないこと。
- 3) 取締役会に自己永続性があること。
- 4) 課税上の利益があること。しかし今日では、株式会社の如くに見做されて課税されるのでこの点でのメリットは消失した。
- 5) 政府統制や管理から比較的自由であること。

慣習法の下にある場合と、制定法による規制が加わった場合とでは区別されなければならないが、以上の指摘を全体として整理してみると、株式会社との違いということを念頭においた場合、ジョイント・ストック・カンパニーの最大の特徴は次の 2 点に絞られよう。

- 1) 株主が無限連帯責任であること。
- 2) 法人格を有しないこと。訴訟・被訴訟の主体たり得ず、不動産の保有ができないこ

と。

その内容を略述すれば次の通りである。

1) については、株主の無限連帯 (unlimited, joint and several) 責任があることから share-issuing partnership (株式を発行するパートナーシップ) であり, corporation with unlimited liability (無限責任の株式会社) であり, old-fashioned association with unlimited liability (無限責任の旧式組合) である。2) は、法人主体 (legal entity) としての法的権限が具備されていないということである。

そして、後掲の Schiffres, I. J. の論文は、旧い時代にはパートナーシップとの親近性が株主個々人の無限責任に関連して語られ、後代になるとアソシエーションの他の諸側面との関わりでコーポレーションとの類似性が語られるようになった、としている。(p.3) また、或るアメリカ法制史の書物には、「会社の法的地位については多くの基本的問題が未解決のままである。今日、学識の高いどの6人の裁判官をとっても、会社とジョイント・ストック・カンパニー、そして制定法に基づくパートナーシップの相違につき、ほぼ同様の説明をすることがあるかは、極めて疑わしい。」という1890年代の発言が記されている。(モートン・J・ホーウィッツ、樋口範雄訳『現代アメリカ法の歴史』, 弘文堂, 122頁) それらの法制上の位置付けが一筋縄でいくものではなかったことが知られよう。

上記の永田論文は、アメリカにおけるジョイント・ストック・カンパニーの具体例として、1854年設立の Adams Express Company, American Express Company, National Express Company の三社を指摘している。しかし今日では、このジョイント・ストック・カンパニーという会社形態の採用は極めて例外的であり、株式会社によって取って代わられたと述べている。

『英米商事法辞典』(鴻常夫・北沢正啓編)は、「ジョイント・ストック・カンパニー」の項目でアメリカにおけるジョイント・ストック・カンパニーについて次のように整理している。「アメリカ合衆国では、現在も、法人格がなく、しかも持分が持分証券に分割されて流通する営利企業をいい、株式会社 (corporation) とは区別される。コモン・ロー上認められたものであるが、現在では立法的規制をなす州が多い。したがって、コモン・ロー上無形式の設立手続きが立法上登記を要することとされたり、不動産の所有・移転、訴訟能力等の点で代表者の名においてなすか、カンパニーの名においてなすか等、州により規制は異なる。しかし会社の損益は株主間で持分に依じて分配され株主は会社債務につき無限責任を負う点では共通である。取締役会・役員が存在し彼らと株主の間は本人と代理人 (principal and agent) の関係に立ち、したがって管理組織は株式会社に比べれば定款によりかなり自由に構成できるし、反面、組合と異なり包括的な相互代理 (mutual agency) の原則もないので、無限責任の欠点も登記等を利用してある程度避けられ

る。」(528頁) [下線は引用者]

本項を結ぶに当たり、アメリカのジョイント・ストック・カンパニーについて、『ウエスト・アメリカ法百科辞典』(West's Encyclopedia of American Law, 1998.)のJOINT STOCK COMPANYの項目をそのまま引用しておきたい。

An association engaged in a business for profit with ownership interests represented by shares of stock.

A joint stock company is financed with capital invested by the members or stockholders who receive transferable shares, or stock. It is under the control of certain selected managers called DIRECTORS.

A joint stock company is a form of partnership, possessing the element of personal liability where each member remains financially responsible for the acts of the company. It is not a legal entity separate from its stockholders.

A joint stock company differs from a partnership in that the latter is composed of a few persons brought together by shared confidence. Partners are not free to retire from the firm or to substitute other persons in their place without prior assent of all the partners. A partner's death causes the DISSOLUTION of the firm.

In contrast, a joint stock company consists of a large number of stockholders who are unacquainted with each other. A change in membership or a transfer of stock has no effect on the continued existence of the company and the death of a stockholder does not result in its dissolution. Unlike partners in a partnership, a stockholder in a joint stock company has no AGENCY relationship to the company or any of its members.

A joint stock company is similar to a CORPORATION in that both are characterized by perpetual succession where a member is allowed to freely transfer stock and introduce a stranger in the membership. The transfer has no effect on the continuation of the organization since both a joint stock company and a corporation act through a central management, BOARD OF DIRECTORS, trustees, or governors. Individual stockholders have no authority to act on behalf of the company or its members.

A joint stock company differs from a corporation in certain respects. A corporation exists under a state CHARTER, while a joint stock company is formed by an agreement among the members. The existence of a joint stock company is based upon the right of individuals to contract with each other and, unlike a corporation, does not require a grant of authority from the state before it can organize.

While members of a corporation are generally not held liable for debts of a corporation, the members of a joint stock company are held liable as partners.

In a legal action, a corporation sues and is sued in its corporate name, but a joint stock company sues and defends in the name of a designated officer. (Volume 6, pp. 264-5)

この記述において、アメリカにおけるジョイント・ストック・カンパニーと株式会社との異同は、ほぼ明らかであろう。

さて、以上アメリカの場合について考えてきたが、株式会社にしろ、ジョイント・ストック・カンパニーにしろ、アメリカの歴史的源流はイギリスにある。英国の場合について次に見ることにしよう。

(5) 英国のジョイント・ストック・カンパニー

株式会社の歴史は、英国の場合、ジョイント・ストック・カンパニーをその父祖とする。父祖ではあるが、ジョイント・ストック・カンパニーを直ちに「株式会社」と邦訳してよいかというと、そこには大いに疑問がある。従ってこれまでも、英国のジョイント・ストック・カンパニーについて、例えば「合本会社」「合本組合」「合資組合」「共同出資会社」などの訳語が案出されてきた。それは現代の「株式会社」との区別を明確にしたい、という意識が働いてのことであったが、しかしいずれの訳語も定着しないままに終わっている。

まず、複雑な事情を分かりやすくするために、英国における歴史的経緯をかいつまんで整理しておきたい。

19世紀における英国資本主義の発達は、その多くを、それ以前に栄えていた「法人格なき会社 (unincorporated company)」ないしは「組合 (partnership)」に負っている。19世紀の中葉に至って、1844年法（単なる登記によって法人格を有する会社の設立を認める法律、即ち準則主義）と1855年法（構成員の有限責任を認める法律）を得るに至り、さらに1862年に既往の立法を集大成した会社法の成立をみた。これが近代的な会社法の最初の完成であるとされている。この1862年の会社法こそは、法人格の賦与と社員の有限責任とを認めた、会社法上の歴史におけるマグナ・カルタ（大憲章）と呼ばれる傑作であった。（こうした歴史的な経緯については、Hunt, B. C., *The Development of the Business Corporation in England 1800-1867*, Harvard University Press, 1936及び、Palmer's *Company Law*, 24th Edition, Stevens & Sons, London, 1987が詳細である。）

そこで問題は、旧来の joint stock company の処遇である。これ以降、旧来の joint stock company には二つの選択肢があるようになった。

(1) 登録することによって株式会社化することができるので、この際、これに応じて登記

し、株式会社化する道を選ぶことができる。

- (2) そういう機会が与えられたにも拘わらず、登記をせず、旧来のまま、joint stock company のままであることを選択することもできる。

まず、(1) のケースについて考えてみよう。この場合、登記によって、法人格も有限責任も賦与される。例えば、武市春男『イギリス会社法』における次の叙述は簡明である。「沿革的にみて、法人格のない会社が最初出現したのは第17世紀であって、第18世紀および第19世紀の前半においては、(中略) 経済界の要望にそうものとして大いにこれが利用されたのである。しかし、1844年の会社法が制定されるに及んで、この種の会社も法人の概念をもって取り扱うことが至当であるとされ、同法に規定を設けてその会社組織を認め、これを登記することによって法人格を付与された。すなわち、従来、法人格のない会社として存在していたのも、1844年の会社法制定以来、同法に従って登記した時は、同法によって新たに設立した会社と同一の法人格を有するものとして取り扱われた。／さらに1862年の会社法 (Companies Act, 1862) は、これの法人格と有限責任組織とを認めたから、もはや従来のような、単なる契約によって設立される会社すなわち法人格のない会社が存在することを必要としなくなったのである。いうまでもなく、会社立法が整備した今日においては、その存在理由は全く失われてしまって、近代会社の先駆者としてこの種の会社の使命は、すでに第19世紀前半をもって終了したものというべきである。」(武市春男『イギリス会社法』, 国元書房, 昭和36年, 29頁)

こうした歴史的推移について、重ねて確認してみよう。『英米法辞典』の joint stock company の項目は次のように述べている。「イギリスでは、起源的には19世紀初頭にコモン・ロー上存在した法人格のない会社または大きな組合 (partnership) で、譲渡可能な持分証券を発行するものを意味したが、1825年に Bubble Act 1720 (泡沫法) が廃止されて以後、Joint Stock Companies Act 1844, Limited Liability Act 1855 (有限責任法) 等により法人格・有限責任の利益が付与されるにいたり、現在では一定の条件のもとに株式会社 (company limited by shares) として取り扱われている。(Companies Act 1985, s. 683)」(田中英夫編『英米法辞典』, 東京大学出版会, 1991年, 477頁)

上記の『英米法辞典』の所述は、「一定の条件」の下で「株式会社 (company limited by shares)」となるに至った、というのである。

いうところの「一定の条件」について、Halsbury's Law of England, 4th Edition, Volume 7 (1) Butterworths, 1996を見ると、まず、Restrictions of Power to Register に関しては次のようになっている。(p. 39. para. 26)

The general restrictions on the power to register under the Company Act 1985 are :

- (1) a company having the liability of its members limited by Act of Parliament or letters pat-

- ent may not register as an unlimited company, or as a company limited by guarantee ;
- (2) a company which is not a joint stock company may not register as a company limited by shares ;
 - (3) a company may not register without the assent of a majority of such of its members as are present in person or by proxy (in case where proxies are allowed) at a general meeting summoned for the purpose ;
 - (4) a company whose members' liability is not limited by Act of Parliament or letters patent may not register as a limited company without the assent of a resolution passed by a three-fourths majority ;
 - (5) when a company is registering as a company limited by guarantee, the assent to registration must be accompanied by a resolution declaring the liability of each member to contribute ;
 - (6) certain documents have to be delivered to the registrar and duly verified.

そして、上の (2) における joint stock company の登録 (register) に関して、company limited by shares として register されるためには、

- 1) having a permanent paid-up or nominal share capital of fixed amount divided into shares, also of fixed amount, or held and transferable as stock, or divided and held partly in one way and partly in the order ; and
- 2) formed on the principle of having for its members the holders of those shares or that stock, and no other persons : s 683 (1).

Such a company when registered with limited liability under the Companies Act 1985 is deemed a company limited by shares : s 683 (2).

こうして、joint stock company は、company limited by shares として register される道が開かれているのである。

しかし、そこになお残る問題は、恐らくはここで改めて register された、company limited by shares の大部分は株式の公開を伴わない private な、或いは closely held されたものではなかったか、という点にある。株式の流通が広く行われていない会社に関して、仮にそれが法人格を有し、株主が有限責任であったとしても、「理念型」としての「株式会社」と equivalent とすべきか否か、ここには別の次元の問題が残されることになってこよう。

次に (2) のケースについて見ることにしよう。それは、機会を与えられたにも拘わらず、登

記せず、従って法人格を得ることもなく、また株主の有限責任を確保することもなかった、旧来のままの joint stock company であるから、これを「株式会社」と称することはできない。こうしてみると、先出の『英米法辞典』の次のような説明が当を得たものということになってこよう。Joint stock company の項目での説明である。

「イギリスの会社には、company limited by shares (株式会社), company limited by guarantee (保証有限会社), unlimited company (無限責任会社) よりなる一般会社法上の registered company (登記会社) と、joint stock company, chartered company (特許会社) のようなそれ以外の古い形態の会社がある。」(田中英夫編『英米法辞典』, 東京大学出版会, 1991年, 171頁) [下線は引用者]

これで見ると「古い形態の会社」として、joint stock company を扱おうとしているのである。

ところで、以上は問題を生真面目に、またより厳密にと考えてきてのことであった。しかし、小論の最初の部分でも触れたように、日常用語としての、あるいは入門書における用語法という点になると、そういった厳密さは必ずしも必要でないから、用語法が緩むのが普通であろう。

多くの中から一例を挙げてみよう。ここに W.F.Frank and D.V.E.Royall, *The Legal Aspects of Industry and Commerce*. (Harrap, London, 1972. 6th ed.) という入門書がある。これは初学者に対して無味乾燥な法律を平明に語ろうとした書物で、HNC (Higher National Certificate, 英国の高等二級技術検定合格証) や、HND (Higher National Diploma, 英国の高等一級技術検定合格証) の試験を受験する人々のための参考書である。

この参考書は法律全般を扱っているのであるが、その第七章は Joint Stock Companies と題されている。ここでは、「登記会社 (registered company)」である、①「無限責任会社 (company with unlimited liability)」, ②「保証有限会社 (company with liability limited by guarantee)」, ③「株式会社 (company with liability limited by shares)」の三種の形態が登場する。これら三種の形態の会社に関して、「formation of a joint stock company」の説明がなされている。(pp. 112-127.)

もう一つだけ例を挙げてみよう。

これもまた一般向けの概説書であるが、A. J. Whiteside, *General Financial Knowledge*. 1967, HFL Publishers Ltd. London. なる書物を取り上げてみよう。この書物では、

Partnership

Joint-stock company

Co-operative undertaking

が順に説明されており (pp. 13-4), いうところの joint-stock company については、法人格もち有限責任制の下にあるものとして叙述されている。ここではその register が語られているが、それ以上の、例えば保証有限会社などについての説明があるわけではない。

つまり、上記の二つの例のような場合が沢山あるのであって、そこでは必ずしも厳密に輪郭鮮

明な議論が法制の問題として論理的になされているわけではなく、registered company 即、株式会社であるかのように語られているのである。こうした語用もまた現実のものなのである。

こうした現実の用語法が存在する以上、それはそれとして認めるのでなければならない。しかし、その場合も、ここでの joint stock company という用語を直ちに「株式会社」と翻訳できるかという点、先のようにイギリスにおいては registered company には、三種の形態の会社が含まれているのであるから、前後の関係から「登記会社」と言うことは出来るかも知れないが、厳密な意味で「株式会社」と訳すには躊躇がある、ということになってこよう。もとより、そこでの registered company の中で主たるものが company limited by shares であることを充分承知したうえのことである。そして、こうした緩やかな使い方は、日本語の日常会話にいう「会社」と言った程度の気安さで使われており、この点では小稿の冒頭で引用した、English as a Legal Language. の所述の含意を念頭に置く必要がある。

さて、最後に以上の事柄を念頭に置いて、英国ないし米国で出版された、ごく普通の英語辞典(英英辞典)について幾つかのケースを紹介しておきたい。そこでの記述に、かなりの幅があることに気づかれると思う。

- [31] Longman Dictionary of the English Language, England, 1984

joint-stock company a company consisting of individuals organized to conduct a business for gain and having a joint stock of capital represented by shares owned individually by the members and transferable without the consent of the group.

- [32] The Concise Oxford Dictionary of Current English, Clarendon Press, Oxford, 1990

joint-stock company one formed on the basis of a joint stock.

- [33] Longman Dictionary of Contemporary English, 3rd Edition, Longman, England, 1995

joint-stock company a company that is owned by all the people with shares in it.

- [34] Collins Cobuild English Language Dictionary, Collins, London & Glasgow, 1987

joint-stock company A joint-stock company is a business company that is owned by the people who have bought shares in that company.

- [35] The American Heritage College Dictionary, 3rd Edition, Houghton Mifflin Company, Boston & New York, 1993

joint-stock company A business whose capital is held in transferable shares of stock by

its joint owners.

- 36 Webster New College Dictionary, 3rd Edition, Macmillan USA, 1997

joint-stock company a business firm with a joint stock, owned by the stockholders in shares which each may sell or transfer independently.

- 37 Webster's Ninth New Collegiate Dictionary, Merriam-Webster Inc. 1988

joint-stock company a company or association consisting of individuals organized to conduct a business for gain and having a joint stock of capital represented by shares owned by individually by the members and transferable without the consent of the group.

- 38 Random House Webster's College Dictionary, 2nd Edition, Random House, New York, 1997

joint-stock company an association of individuals in a business enterprise with transferable shares of stock, in which stockholders are liable for the debts of the business. [下線は引用者]

- 39 Random House College Dictionary, Revised Edition, 1988, Random House Inc.

joint-stock company U.S. an association of individuals in a business enterprise with transferable shares of stock, much like a corporation except that stockholders are liable for the debts of the business. [下線は引用者]

これらについては、出版された国にも注意を払う必要がある。以上のうち、38と39は、アメリカにおける法制上の joint-stock company を明確にイメージして述べられている。従って、英英辞典の場合も、わが国で出版された英和辞典や和英辞典の場合と同じく、記述の内容にはかなりの幅があり、その利用のされ方によっては、問題を引き起こすことがないとは言えない。

(6) むすび

以上、株式会社とジョイント・ストック・カンパニーとの異同を問う作業をしてきた。改めて痛感するのは、外国語と日本語とがどこまで equivalent でありうるのか、ということである。①まずは、国家間での制度の違いがある。②それも、法制上の形式的な概念と社会経済的な本質概念とでは、取り扱いが異なってくる。③さらに、歴史時代を推移するにしたがって言葉の意味は変化する。④しかも、日常の緩やかな用語法と学問上の厳密な用語法とでは、異なっていて当然であろう。

幾重にも重なったこれら諸側面を念頭に置きながら、翻訳という作業は行われる。それは決して容易なことではあるまい。株式会社とジョイント・ストック・カンパニーとの異同を問う以上の作業は、実はそうした困難を寸描したというに過ぎず、また、それぞれに選択された訳語の背景について、どこまで了解し納得した上での訳語であるのか、これを問うことを試みたというにとどまる。

参考文献（本文中に掲げた辞典類の一部は省略した。）

- Ballantine, H. W., *Ballantine on Corporations*, Revised Edition, Chicago, 1946
 Cornish, W.R. and Clark G. de N., *Law and Society in England 1750-1950*, Sweet & Maxwell, 1989
 Fletcher, W. M., *Fletcher Cyclopaedia of the Law of Private Corporations*, 1999 Revised Volume, Volume 1, West Group.
 Gower, L.C.B., *The Principles of Modern Company Law*, 3rd Edition, Stevens & Sons, 1969
 Hunt, B.C. *The Development of the Business Corporation in England 1800-1867*, Harvard University Press, 1936
 Jowitt, Earl and Walsh Clifford, *The Dictionary of English Law*, Sweet & Maxwell, 1959
 Mayson, S.W., French, D. & Ryan, C.L., *Company Law*, 1988-89 Edition, Blackston Press
 Morse, G., Marshall, E.A., Morris, R., and Crabb, L., [Charlesworth & Morse] *Company Law*, 14th Edition, Sweet & Maxwell, 1991
 The New Palgrave, *A Dictionary of Economics*, Macmillan, 1987
 Palmer's *Company Law*, 24th Edition, London, Stevens & Sons, 1987
 Ross, M.J. *New Encyclopedic Dictionary of Business Law—With Forms*, Prentice-Hall, 1975
 Rossini, Christine, *English as a Legal Language*, Kluwer Law International, 1998
 Schiffres, I.J., *Joint Stock Company*, in *American Jurisprudence*, 2nd Edition, Volume 46, Jurisprudence Publishers, 1969
 West's *Encyclopedia of American Law*, Volume 6, 1998
- 荒井政治『イギリス近代企業成立史』, 東洋経済新報社, 1963年
 阿部佳基・長谷川俊明『ビジネス法律英語辞典』(日経文庫), 1991年
 大杉謙一「法人(団体)の立法のあり方について・覚書——米国におけるリミテッド・ライアビリティ・パートナーシップ(LLP), リミテッド・ライアビリティ・カンパニー(LLC), の法制定に見る州際競争のダイナミズムを参考に——」日本銀行金融研究所, IMES Discussion Paper Series, 2000-J-7, 2000年3月
 大隈健一郎『株式会社法変遷論』, 有斐閣, 1948年
 北沢正啓・浜田道代共訳『新版・テラウエア会社法』, 商事法務研究会, 平成6年
 鴻常夫, 北沢正啓『英米商事法辞典』[新版], 商事法務研究会, 平成10年
 国生一彦『アメリカのパートナーシップの法律』, 商事法務研究会, 平成3年
 小町谷操三『イギリス会社法』, 有斐閣, 昭和37年
 小山賢一『アメリカ株式会社法形成史』, 商事法務研究会, 昭和56年
 佐賀卓雄「イギリスにおける有限責任法の成立」『経営研究』第127号, 1973年
 鈴木俊夫「イギリス近代株式会社の生成過程, (一)(二の上)(二の下)(三の上)(三の下)」『金融経済』, 155号, 163号, 164号, 181号, 182号, 1975-1980年

- 鈴木芳徳『信用制度と株式会社』, 新評論, 1974 年
鈴木芳徳『株式会社の経済学説』, 新評論, 1983 年
鈴木芳徳『証券経済論』, 税務経理協会, 昭和 54 年
田中英夫編『英米法辞典』, 東京大学出版会, 1991 年
武市春男『イギリス会社法』, 国元書房, 昭和 36 年
千葉準一『英国近代会計制度』, 中央経済社, 1991 年
東京銀行法務室編『アメリカ商事法入門』, 日本経済新聞社, 昭和 63 年
永田数夫「株式会社の特長」『駒澤大学・経営学部研究紀要』第二号, 昭和 47 年
永田数夫「Joint Stock Company——米国の「連帯株式会社」と英国の「近世的株式会社」」, 『駒大経営研究』第 4 巻第 1 号, 1972 年
永田数夫「米国の Joint Stock Company」『駒大経営研究』第 5 巻第 1 号, 1973 年
永田数夫「英国の現行会社法下における Joint Stock Company」『駒大経営研究』第 5 巻第 2 号, 1973 年
永田数夫「英国の Private Company」『駒大経営研究』第 6 巻第 1 号, 1974 年
永田数夫「Private Company の 3 制限と短所」『駒大経営研究』第 6 巻第 2 号, 1974 年
長浜洋一『アメリカ会社法概説』, 商事法務研究会, 昭和 46 年
並木俊守『アメリカ会社法概論』, 有信堂高文社, 1980 年
並木俊守『アメリカ会社法入門』, 大成出版社, 1971 年
長谷川俊明『法律英語の事典』(改訂版), 東京布井出版, 2001 年
長谷川俊明『ローダス法律英語辞典』, 東京布井出版, 1991 年
花岡敏夫『増訂改版 英国新会社法論』, 巖松堂, 大正 3 年
林道義「イギリスにおける株式会社『有限責任法』成立の歴史的背景」, 『土地制度史学』, 35 号, 1987 年
本間輝雄『英米会社法の基礎理論』, 有斐閣, 昭和 61 年
本間輝雄『イギリス近代会社法形成史論』, 春秋社, 1963 年
宮島 司『会社法概説』(第二版), 弘文堂, 平成 12 年

(付記) 執筆にさいして, 法学部の河内隆史先生から文献資料についてお教えいただきました。記して御礼申し上げます。